

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目 次

#### 告 示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	二
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁高校教育課)	三
○企業局行政活動の評価に関する条例管理規程		三
○企業局		三
○教育委員会		三
○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則		四
○宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		四
○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則		四
○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則		五
○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則		七
○県立中学校学則の一部を改正する規則		七
○平成十九年宮城県教育委員会告示第七号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部改正		七

### 雑 報

#### 正 誤

○地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十年度財務諸表の公告

○宮城県公報第二〇三八号中

一四 七

### 告 示

○宮城県告示第九百十七号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇二八四	ヘルパーステーションもとよし 気仙沼市本吉町津谷 明戸二百二十二番地 二号	居宅介護、 訪問介護、 重度	社会福祉法人 気仙沼市社会 福祉協議会	平成二十一年 九月一日
〇四一一四〇〇二〇三	ヘルパーステーションやもと赤井の里 東松島市赤井字川前 三番百五十三番地一	居宅介護、 訪問介護、 重度	社会福祉法人 東松島福祉会	平成二十一年 九月一日

○宮城県告示第九百十八号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一三六〇〇一〇一六	本吉町社会福祉協議会ヘルパーステーション 本吉町津谷明戸二百二十二番地二号	居宅介護、 訪問介護、 重度	社会福祉法人 本吉町社会福祉協議会	平成二十一年 八月三十一日

○宮城県告示第九百十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十一年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十一加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基つて加入 区の設定）を 告示された 宮城県漁業協 同組合の表浜 支所の地区	平成二十一年 九月二十五日	石巻市小淵浜カント十 六・一 阿部 盛 石巻市小淵浜小淵六十 九 木村 忠良	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するのり養殖 業	四人

○宮城県告示第九百二十号

県宮川北地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十一年十月十六日から平成二十一年十一月十三日まで  
縦覧場所  
栗原市役所、栗原市若柳総合支所、栗原市金成総合支所及び一関市役所

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山の手調剤薬局	石巻市大手町四・五六一	平成二十一年十月一日
ファーマライズ薬局 石巻店	石巻市蛇田東道下七十・二	平成二十一年十月一日
けやき薬局 白石店	白石市城南二丁目一・十三	平成二十一年十月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
多賀城市高橋一丁目百三十九番四、百三十九番五、百三十九番六及び百三十九番八の各一部、並びに百三十九番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
石巻市潮見町二番地の三

株式会社山大

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年十月十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 黒川郡富谷町富谷清水沢三十六番一及び三十三番五の各一部（第二工区）  
 富谷町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
 平成二十一年十月十六日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号） 百七十七キロリットル
  - 二 落札に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
  - 三 落札者を決定した日 平成二十一年九月二十九日
  - 四 落札者の名称及び所在地 北日本石油株式会社仙台支店 仙台市宮城野区扇町七丁目六番十二号
  - 五 落札金額 千七十一万円
  - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 七 入札の公告を行った日 平成二十一年八月二十一日

### 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十二号  
 企業局行政活動の評価に関する条例管理規程を次のように定める。  
 平成二十一年十月十六日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程  
 企業局行政活動の評価に関する条例管理規程（平成十四年宮城県企業局管理規程第五号）の全部を改正する。

（趣旨）  
 第一条 この規程は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が行う行政活動の評価について、行政活動の評価に関する条例（平成十三年宮城県条例第七十号。以下「条例」という。）の施行に  
 関し必要な事項を定めるものとする。

（評価の種類）  
 第二条 条例第四条第一項第二号の評価の種類は、次のとおりとする。

- 一 大規模事業評価
  - 二 公共事業再評価
- （公共事業再評価の範囲）

第三条 条例第四条第一項第二号の規則で定める公共事業は、県が事業主体である民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する公共施設等の整備等に関する事業（同条第一項第二号に規定する公用施設に係るものを除く。）に該当する事業であつて、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。

- 一 事業着手をした年度から起算して五年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われなことが見込まれるもの
- 二 事業着手をした年度から起算して十年度（国庫補助事業であつて別に定めるものについては、五年度）以内に事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であつて、事業着手をした年度から起算して十一年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- 三 前条第二号の公共事業再評価（以下「公共事業再評価」という。）を行った年度の翌年度から起算して五年度（国庫補助事業であつて別に定めるものについては、十年度）以内に、用地買収の手続若しくは工事のいずれも行われなことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であつて、公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して六年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- 四 社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるもの

（公共事業再評価の時期）

第四条 公共事業再評価は、次の各号に掲げる公共事業の区分に応じ、当該各号に定める時期に行つものとする。ただし、緊急に公共事業再評価を行う必要があると管理者が認める場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号から第三号までに掲げる公共事業 同条第一号から第三号までに規定する期間の最終年度において、翌年度の予算を編成するまでに行つものとする。
- 二 前条第四号に掲げる公共事業 評価を行う年度において、翌年度の予算を編成するまでに行つものとする。

（行政活動の評価）

第五条 この規程に定めるもののほか、行政活動の評価については、知事が行う行政活動の評価の例による。

附 則

この管理規程は、平成二十一年十月十六日から施行する。

教育委員会

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十三号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 退職手当の支給制限、支払の差止め、返納命令及び納付命令に関すること。

第二条第一項中第十一号を第十三号とし、第四号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 退職手当の支払の差止め及びその取消しに関すること。

四 退職手当の支給制限、返納命令及び納付命令を行う際の人事委員会からの意見聴取を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十四号

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十一年十月九日から適用する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十五号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
別表第三第二号の表宮城県立視覚支援学校の項中

一一	一四	を	一一	一一
----	----	---	----	----

に改

め、同表宮城県立光明支援学校の項中

四九	五五	五一	を	六三	四九	五五
----	----	----	---	----	----	----

に改め、

同表宮城県立西多賀支援学校の項中

六	三	六	を	一四	六	三
---	---	---	---	----	---	---

に改め、

同表宮城県立石巻支援学校の項中

三五	三八	三〇	を	二七	三五	三八
----	----	----	---	----	----	----

に改め、同

表宮城県立気仙沼支援学校の項中

一九	一九	一九	を	二七	一九	一九
----	----	----	---	----	----	----

に改め、同

表宮城県立名取支援学校の項中

四六	二八	二七	を	四九	四六	二八
----	----	----	---	----	----	----

に改め、同表

宮城県立角田支援学校の項中

二四	二七	を	二七	二四
----	----	---	----	----

に改め、同表宮城県立迫支援

学校の項中

一六	一九	一一	を	二七	一六	一九
----	----	----	---	----	----	----

に改め、同表宮城県立古川支援学

校の項中「

二七	三〇	二七
----	----	----

」を「

三八	二七	三〇
----	----	----

」に改め、同表宮城県立船岡支援学校

の項中「

二三	二〇
----	----

」を「

二〇	二三
----	----

」に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中「

一一
----

」

「

一九	二二
----	----

」を「

一九	一一	一九
----	----	----

」に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中「

四三
----

」

「

三八	三三
----	----

」を「

五九	四三	三八
----	----	----

」に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学園の項中

「

四八	四〇
----	----

」を「

四〇	四八
----	----

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十六号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「伝染性疾患にかかり」を「感染症にかかり」に改める。

別表第一第一号の表宮城県仙台第一高等学校の項中 

男
---

 を 

男女
----

 に改め、同表宮城

県宮城第一高等学校の項を削り、同表宮城県第二女子高等学校の項及び宮城県第二女子高等学校の項を次のように改める。

宮城県仙台第一高等学校	普 通 科 三年 男女	二四〇	二八〇	二八〇
-------------	-------------	-----	-----	-----

宮城県仙台三枝高等学校 普 通 科 三年 男女 

二八〇	二八〇	二八〇
-----	-----	-----

別表第一第一号の表宮城県泉高等学校の項中 

二四〇	二四〇	二四〇
-----	-----	-----

 を

「

二八〇	二四〇	二四〇
-----	-----	-----

」に改め、同表宮城県仙台南高等学校の項中 

三二〇
-----

 を

「

二八〇
-----

」に改め、同表宮城県石巻好文館高等学校の項中 

二〇〇	二〇〇	二〇〇
-----	-----	-----

 を

「

—	二〇〇	二〇〇
---	-----	-----

」に改め、同表宮城県飯野川高等学校の項を削り、同表宮城県河南高等

等学校の項を次のように改める。

宮城県石巻北高等学校	普 通 科 三年 男女	二四〇	二四〇	二四〇
宮城県石巻北高等学校	普 通 科 三年 男女	二四〇	二四〇	二四〇
宮城県石巻北高等学校	普 通 科 三年 男女	二四〇	二四〇	二四〇
宮城県石巻北高等学校	普 通 科 三年 男女	二四〇	二四〇	二四〇

別表第一第一号の表宮城県塩釜高等学校の項中

「

普 通 科 三年 男	二二〇	一六〇	一六〇
------------	-----	-----	-----

」を

「

普 通 科 三年 男女	三三〇	三三〇	三六〇
-------------	-----	-----	-----

」に改め、同表宮城県塩釜女子高等学

校の項を削り、同表宮城県白石高等学校の項中

「

普 通 科 三年 男	一六〇	一六〇	一六〇
------------	-----	-----	-----

」を

「

普 通 科 三年 男女	四〇〇	三二〇	三二〇
-------------	-----	-----	-----

」に改め、同表宮城県白石女子高等学

校の項を削り、同表宮城県上沼高等学校の項中 

四〇	八〇	四〇	四〇
----	----	----	----

 に

改め、同表宮城県築館高等学校の項中

二〇〇	二四〇	を	二〇〇	二〇〇
-----	-----	---	-----	-----

に改め、同

表宮城県岩ヶ崎高等学校の項中

四〇	—	を	四〇	四〇
----	---	---	----	----

に改め、同表宮城

県鶯沢工業高等学校の項中

—	—	を	—	—
---	---	---	---	---

に改め、同表宮城県岩

出山高等学校の項中

二二〇	一六〇	を	二二〇	二二〇
-----	-----	---	-----	-----

に改め、同表宮城県田尻高等

学校の項を削り、同表宮城県柴田農林高等学校の項中

八〇	を	四〇
----	---	----

に改め、同表

宮城県柴田高等学校の項中

二二〇	二二〇	を	二二〇	二二〇
-----	-----	---	-----	-----

に改

め、同表宮城県黒川高等学校の項を次のように改める。

宮城県黒川高等学校
普通科 農業科 工業科 機械科 電気科 電子科 環境技術科
三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年
男女 男女 男女 男女 男女 男女 男女
八〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇
— 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇
— 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇

別表第一一号の表宮城県中新田高等学校の項中

二二〇	八八〇	を
-----	-----	---

二二〇	二二〇
-----	-----

に改める。

別表第一一号の表宮城県宮城第一高等学校の項中

—	—	を	二二〇	八〇〇
---	---	---	-----	-----

に改め、同表

宮城県本吉響高等学校の項を削り、同表宮城県宮城野高等学校の項の次に次のように加える。

宮城県石巻普通科三年男女	二二〇	—	—
--------------	-----	---	---

好文館高等学校	総合学科	三年	男女	二二〇	二二〇	一六〇
宮城県本吉響高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	—	—

別表第一一号の表宮城県伊具高等学校の項中

二二〇	一六〇	を	二二〇	二二〇
-----	-----	---	-----	-----

に改める。

別表第一一号の表宮城県飯野川高等学校の項を削り、同表宮城県第二工業高等学校の項の次に次のように加える。

宮城県石巻北高等学校 飯野川校	普通科	四年	昼	男女	四〇	四〇	四〇	四〇
-----------------	-----	----	---	----	----	----	----	----

別表第一一号の表宮城県白石高等学校の項を次のように改める。

宮城県白石高等学校 七ヶ宿校	普通科	四年	昼	男女	四〇	四〇	四〇	四〇
----------------	-----	----	---	----	----	----	----	----

別表第一一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中

四〇	を	八〇	に改める。
----	---	----	-------

別表第一一号の表宮城県田尻さくら高等学校の項中

四八〇	—	を
-----	---	---

四八〇	四八〇
-----	-----

に改める。

別表第四の表宮城県白石女子高等学校の項を次のように改める。

宮城県白石高等学校	看護科	二年	男女	四〇	四〇
-----------	-----	----	----	----	----

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定並びに別表第一



第二号の表宮城県本吉響高等学校の項を削る改正規定並びに同表に宮城県石巻好文館高等学校の項、宮城県本吉響高等学校の項及び宮城県白石高等学校の項を加える改正規定（宮城県本吉響高等学校の項の規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第一第一号の表宮城県仙台第一高等学校の項、宮城県仙台二華高等学校の項、宮城県仙台三枝高等学校の項及び宮城県白石高等学校の項中看護科の男女の欄の規定の適用については、第二学年の収容定員にかかる部分は平成二十三年四月一日から、第三学年の収容定員にかかる部分は平成二十四年四月一日から施行する。

3 改正後の別表第一第二号の表宮城県本吉響高等学校の項の収容定員の欄の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までは、なお従前の例による。

4 改正後の別表第四の表宮城県白石高等学校の項の男女の欄の規定の適用については、第一学年の収容定員にかかる部分は平成二十五年四月一日から、第二学年の収容定員にかかる部分は平成二十六年四月一日から施行する。

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十七号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城県古川黎明高等学校の項の前に次のように加える。

宮城県仙台二華高等学校
-------------

宮城県仙台二華中学校
------------

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十八号

県立中学校学則の一部を改正する規則

県立中学校学則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。第九条中「伝染性疾患」を「感染症」に改める。別表宮城県古川黎明中学校の項の前に次のように加える。

宮城県仙台二華中学校	三年	八〇	—	—
------------	----	----	---	---

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第二十六号

平成九年宮城県教育委員会告示第七号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月十六日から施行する。

平成二十一年十月十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

財団法人宮城県野外活動振興協会を削る。

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立子ども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十一年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立子ども病院平成二十年度財務諸表を公告する。

平成二十一年十月十六日

地方独立行政法人宮城県立子ども病院

理事長 林 富

減価償却資産

(平成21年3月31日)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
固定資産		その他流動資産	171,860
1.有形固定資産		流動資産合計	1,301,462,186
土地	1,486,743,335	資産合計	13,791,983,908
建物	10,350,795,945	負債の部	
減価償却累計額	-1,242,945,441	固定負債	
構築物	311,743,860	資産見返負債	
減価償却累計額	-74,738,235	資産見返運営費負担金	1,970,319,688
車両及運搬用具	10,028,010	資産見返寄附金	32,309,515
減価償却累計額	-5,082,072	長期借入金	68,400,000
器具及備品	2,587,269,053	移行前地方債償還債務	8,820,513,967
減価償却累計額	-1,057,433,259	退職給付引当金	207,043,829
その他有形固定資産	30,961,530	固定負債合計	11,098,586,999
減価償却累計額	-2,486,418	流動負債	
有形固定資産合計	12,394,856,308	寄附金債務	18,907,781
2.無形固定資産		一年以内返済予定移行前地方債償還債務	369,848,444
電話加入権	690,500	一年以内返済予定長期借入金	9,175,000
施設利用権	19,589,370	未払金	459,272,836
ソフトウェア	75,385,544	未払消費税等	651,300
無形固定資産合計	95,665,414	預り金	17,359,960
固定資産合計	12,490,521,722	賞与引当金	50,823,000
流動資産		流動負債合計	926,038,321
現金及び預金	610,200,619	負債合計	12,024,625,320
医業未収金	628,781,134	資本の部	
貸倒引当金	-451,100	資本金	
薬品	8,591,276	設立団体出資金	1,234,086,843
診療材料	47,672,495	資本金合計	1,234,086,843
貯蔵品	909,221	資本剰余金	
前払費用	2,393,054	資本剰余金	1,467,949,000
未収収益	3,193,627	資本剰余金合計	1,467,949,000
		繰越欠損金	
		当期末処理損失	-934,677,255



(うち当期総損失)	- 258,292,311)		
繰越欠損金合計		- 934,677,255	
資本合計		1,767,358,588	
負債・資本合計		13,791,983,908	
損益計算書	(平成20年4月1日～平成21年3月31日)	(単位：円)	
営業収益			
営業収益			
入院収入	2,718,293,319		
室料差額収入	20,543,766		
外来収入	602,386,348		
公衆衛生活動収入	26,501,989		
受託研究収入	6,854,900		
その他医業収入	139,181,706		
運営費負担金収益	1,684,644,000		
資産戻返運営費負担金戻入	64,167,229		
資産戻返寄付金等戻入	1,226,277		
営業収益合計	5,263,799,534		
営業費用			
営業費用			
材料費	965,479,273		
給与費	2,179,905,704		
委託費	735,874,560		
設備関係費	804,018,748		
研究研修費	22,294,135		
経費	362,110,024		
営業費用合計	5,069,682,444		
一般管理費			
給与費	166,893,616		
委託費	22,594,512		
設備関係費	108,726,650		
経費			
一般管理費合計	18,098,766		
営業費用合計	316,313,544		
営業損失	5,385,995,988		
営業外収益			
受取利息	5,736,933		
その他営業外収入	14,325,349		
寄付金収入	1,642,658		
営業外収益合計	21,704,940		
営業外費用			
支払利息	148,671,555		
その他営業外費用	3,526,382		
営業外費用合計	152,197,937		
経常損失	- 252,689,451		
臨時損失			
資産に係る控除対象外消費税等負担額	5,602,860		
臨時損失合計	5,602,860		
当期純損失	- 258,292,311		
当期総損失	- 258,292,311		
営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業活動によるキャッシュ・フロー	(平成20年4月1日～平成21年3月31日)	(単位：円)	
医業収入	3,397,020,689		
原材料、商品又はサービスの購入による支出	- 950,552,135		
人件費支出	- 1,991,804,402		
その他業務収入	8,882,718		
その他業務支出	- 1,460,568,118		
運営費負担金収入	1,684,644,000		
寄付金収入	45,426,634		
小計	733,049,386		
利息の受取額	5,603,420		

利息の支払額	-148,671,555	
業務活動によるキャッシュ・フロー	589,981,251	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-104,360,918	
無形固定資産の取得による支出	-8,628,060	
運営費負担金収入	507,103,000	
投資活動によるキャッシュ・フロー	394,114,022	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	250,000,000	
短期借入金の返済による支出	-250,000,000	
長期借入れによる収入	42,200,000	
長期借入金の返済による支出	-1,325,000	
移行前地方債償還債務の償還による支出	-749,528,460	
財務活動によるキャッシュ・フロー	-708,653,460	
資金増加額	275,441,813	
資金期首残高	334,758,806	
資金期末残高	610,200,619	
注記事項		
資金の期末残高と貸借対照表科目の内訳は次のとおりです。		
現金及び預金	610,200,619円	
資金期末残高	610,200,619円	
損失の処理に関する書類		
(平成21年9月7日)		
当期未処理損失	(単位：円)	
当期総損失	-258,292,311	
前期繰越欠損金	-676,384,944	
損失処理額	0	
次期繰越欠損金	-934,677,255	
行政サービス実施コスト計算書		
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)		
業務費用	(単位：円)	

1. 損益計算書上の費用

医業費用	5,385,995,988
医業外費用	152,197,937
5,538,193,925	

2. (控除) 自己収入等

医業収益	-3,513,762,028
資産見返寄附金戻入	-1,226,277
医業外収益	-21,704,940
-3,536,693,245	

業務費用合計 2,001,500,680

(うち減価償却充当補助金相当額 1,748,811,229)

機会費用 35,126,465

地方公共団体外出資の機会費用 6,562,500

無利子又は通常より有利な条件による融資取引の機会費用 41,688,965

行政サービス実施コスト 2,043,189,645

注記事項

重要な会計方針

1 運営費負担金の計上基準

期間進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数は、経済的使用可能予定期間に基づき設定していますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	13年から37年
構築物	8年から58年
医療機器等備品	3年から18年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職金の給付に備えるために、期末自己都合要支給額を引当金とする方法を採用して

おります。

(2) 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金の計上基準

役員員に対して支給する賞与に備えるために、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

平成20年度賞与引当金計上額 50,823,000円

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

薬品・診療材料・貯蔵品：最終仕入原価法

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 地方公共団体外資の機会費用の計算に利用した利率

宮城県出資等の機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成21年3月末における利回りを参考に1.30%にて計算しております。

(2) 政府又は地方公共団体の無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

宮城県からの無利子の短期借入金については、市中金融機関からの借入利息2.625%にて計算しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

重要な債務負担行為

当年度末までに契約を締結し、翌年度以降に支払が発生する重要なものは、下記のとおりです。

(単位：円)

契約内容	契約金額	翌事業年度以降の支払金額
建物総合管理業務委託契約	923,958,000	223,297,200

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	減価償却		摘要
						当期償却額	差引当期末残高	
有形固定資産(償却資産内)	10,350,795,945	0	0	10,350,795,945	1,242,945,441	414,315,147	9,107,850,504	
建物	10,350,795,945	0	0	10,350,795,945	1,242,945,441	414,315,147	9,107,850,504	
構築物	311,743,860	0	0	311,743,860	74,738,235	24,912,745	237,005,625	
車両及び運搬用具	10,028,010	0	0	10,028,010	5,082,072	1,694,024	4,945,938	
器具及び備品	2,477,429,053	109,840,000	0	2,587,269,053	1,057,433,259	358,982,044	1,529,835,794	
計	13,180,958,398	109,840,000	0	13,290,798,398	2,382,685,425	800,712,766	10,908,112,973	
無形固定資産	690,500	0	0	690,500	0	0	690,500	
電話加入権	690,500	0	0	690,500	0	0	690,500	
施設利用権	25,374,828	0	0	25,374,828	5,785,458	1,928,486	19,689,370	
ソフトウェア	176,766,200	2,217,200	0	178,983,400	1,035,597,856	35,420,547	75,385,544	
計	202,831,528	2,217,200	0	205,048,728	1,038,383,314	37,349,033	95,665,414	
投資その他の資産	2,393,054	0	2,393,054	0	0	0	0	
長期前払費用	2,393,054	0	2,393,054	0	0	0	0	
計	2,393,054	0	2,393,054	0	0	0	0	

(2) たな卸資産の明細

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高
		当期購入	その他	払 出	その他	
薬品	5,545,748	554,206,929	0	551,161,401	0	8,591,276
診療材料	51,251,711	423,137,937	0	426,717,153	0	47,672,495
貯蔵品	843,999	28,410,374	0	28,345,152	0	909,221
計	57,641,458	1,005,755,240	0	1,006,223,706	0	57,172,992

(3) 長期借入金の明細

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率 (%)	返済期限	摘要
宮城県	31,400,000	0	0	31,400,000	0.904%	平成25年3月19日	
宮城県	0	42,200,000	0	42,200,000	0.935%	平成26年3月19日	
計	36,700,000	42,200,000	1,325,000	77,575,000			

(4) 移行前地方債還債務の明細

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率 (%)	償還期限	摘要
財政融資資金	145,442,451	0	4,658,366	140,784,085	2.200%	平成44年3月1日	
金融公庫資金	2,023,000,000	0	76,868,021	1,946,131,979	1.200%	平成43年3月20日	
財政融資資金	1,742,000,000	0	62,430,874	1,679,569,126	0.900%	平成45年3月25日	
財政融資資金	358,891,202	0	358,891,202	0	0.400%	平成21年3月1日	
郵貯資金	119,582,077	0	119,582,077	0	0.400%	平成20年9月30日	
繰上債	73,500,000	0	73,500,000	0	0.609%	平成21年3月25日	
財政融資資金	2,053,000,000	0	0	2,053,000,000	2.000%	平成46年3月1日	
金融公庫資金	3,037,000,000	0	0	3,037,000,000	1.900%	平成44年3月20日	
金融公庫資金	88,017,127	0	12,127,100	75,890,027	1.200%	平成27年3月20日	
繰上債	66,000,000	0	33,000,000	33,000,000	0.737%	平成22年3月25日	
計	9,939,890,871	0	749,528,460	9,190,362,411			

(5) 引当金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	195,095,130	39,417,726	27,469,027	0	207,043,829	
賞与引当金	0	50,823,000	0	0	50,823,000	
貸倒引当金	431,920	19,180	0	0	451,100	

(6) 資本金及び資本剰余金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
設立団体出資金	1,234,086,843	0	0	1,234,086,843	
計	1,234,086,843	0	0	1,234,086,843	
資本剰余金	960,846,000	507,103,000	0	1,467,949,000	資本的助成分
運営費負担金	960,846,000	507,103,000	0	1,467,949,000	
計	960,846,000	507,103,000	0	1,467,949,000	
資本と剰余金	1,944,932,843	1,014,149,000	0	2,959,081,843	
損益外減価償却累計額	0	0	0	0	
差引計	960,846,000	507,103,000	0	1,467,949,000	

(7) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細

運営費負担金債務の明細

交付年度	期首残高	当期交付額	当 期 振 替 額		期末残高
			運営費負担金収益	運営費負担金収益	
平成20年度	0	1,684,644,000	1,684,644,000	0	1,684,644,000
計	0	1,684,644,000	1,684,644,000	0	1,684,644,000

運営費負担金債務（移行前地方債還債務返済分）の明細

交付年度	期首残高	当期交付額	当 期 振 替 額		期末残高
			運営費負担金収益	資産見返運営費負担金	
平成20年度	0	507,103,000	0	507,103,000	507,103,000
計	0	507,103,000	0	507,103,000	507,103,000

運営費負担金収益の明細



支払手数料	963,705	
貸倒引当金繰入	19,180	
雑費	1,099,178	
控除対象外消費税等負担額	103,196,674	362,110,024
医業費用合計		<u>5,069,682,444</u>
一般管理費		
給与費		
給与	108,536,943	
賞与	31,589,290	
退職給付費用	2,314,114	
賞与引当金繰入	4,161,285	
法定福利費	20,291,984	166,893,616
委託費		
清掃委託費	634,742	
設備委託費	21,959,770	22,594,512
設備関係費		
減価償却費	106,127,575	
修繕費	2,599,075	108,726,650
経費		
水道光熱費	18,098,766	18,098,766
一般管理費合計		<u>316,313,544</u>

正 誤

○宮城県公報第二〇三八号(平成二十一年三月三日付け)中

正

誤

ページ	段 行	第 三 五 十 五 号	第 三 五 十 五 号
—	上 四	第 三 五 十 五 号	第 三 五 十 五 号
—	上 五	第 三 五 十 五 号	第 三 五 十 五 号